

統計用語解説

【農業経営体に関する用語】

農業経営体	<p>農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次のいずれかに該当する事業を行う者</p> <p>ア 経営耕地面積30 a以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の規模以上の農業</p> <table><tr><td>① 露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr><tr><td>② 施設野菜栽培面積</td><td>350m²</td></tr><tr><td>③ 果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr><tr><td>④ 露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr><tr><td>⑤ 施設花き栽培面積</td><td>250m²</td></tr><tr><td>⑥ 搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr><tr><td>⑦ 肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr><tr><td>⑧ 豚飼養頭数</td><td>15頭</td></tr><tr><td>⑨ 採卵鶏飼養羽数</td><td>150羽</td></tr><tr><td>⑩ ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000羽</td></tr><tr><td>⑪ その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr></table> <p>ウ 農作業の受託の事業</p>	① 露地野菜作付面積	15 a	② 施設野菜栽培面積	350m ²	③ 果樹栽培面積	10 a	④ 露地花き栽培面積	10 a	⑤ 施設花き栽培面積	250m ²	⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧ 豚飼養頭数	15頭	⑨ 採卵鶏飼養羽数	150羽	⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽	⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
① 露地野菜作付面積	15 a																						
② 施設野菜栽培面積	350m ²																						
③ 果樹栽培面積	10 a																						
④ 露地花き栽培面積	10 a																						
⑤ 施設花き栽培面積	250m ²																						
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧ 豚飼養頭数	15頭																						
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150羽																						
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽																						
⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。																						
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。																						
法人化している経営体 (法人経営体)	農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。																						
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的して設立された法人をいう。																						
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。																						
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。																						
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。																						
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）が該当する。																						

森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。
主業経営体	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

【農家及び農業人口に関する用語】

農家	農林業センサス調査期日現在で、経営耕地面積10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が年間15万円以上あった世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農林業センサス調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が年間50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農林業センサス調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業だけに従事した者と農業とその他の仕事に従事した者のうち農業が主であるものの合計
基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。

【農地に関する用語】

耕地面積	農作物の栽培を目的とする土地（けい畔を含む）の面積
耕地利用率	耕地面積（けい畔を除く）を「100」とした作付栽培延べ面積の割合
耕作放棄地	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。
経営耕地	農林業センサス調査期日現在で農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田・樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。花木類などを5年以上栽培している土地も含める。

【農業経済に関する用語】

総所得	農業経営体の全ての収入から全ての支出を控除したもの $\text{総所得} = \text{農業所得} + \text{農業生産関連事業所得} + \text{農外所得} + \text{年金等の収入}$
農業所得	農業粗収益から農業経営費を差し引いたもの
農業粗収益	農業経営によって得られた総収益額
農業経営費	肥料費、農業薬剤費、雇用労賃などの農業収益をあげるために要した一切の費用
農外所得	農外収入から農外支出を差し引いたもの
租税公課諸負担	農業以外の経営負担分や家計負担分として支払った租税や負担金など
可処分所得	農業経営体が消費や貯蓄などに自由に振り向けられる所得で、総所得から租税公課諸負担を差し引いたもの
農業依存度	農業経営体が得た事業所得に占める農業所得の割合をいい、農業所得にどれだけ依存しているかを示す指標
農業所得率	農業生産活動により、どれだけの収益が生み出されたかを示す指標 $\text{農業所得率} (\%) = \text{農業所得} \div \text{農業粗収益} \times 100$

農産物販売金額 | 肥料代、農薬代、資料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

【農業産出額に関する用語】

農業産出額 | その年の1月から12月の1か年の間に生産された農産物及び価格に関する諸統計等を用いて、生産量に品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じ算出したもの。

生産農業所得 | 農業生産活動によって新たに生み出された付加価値であり、農業産出額から物的経費を控除し、経常補助金を実額加算して求めたもの。

農業物価指数 | 農業経営体が販売する個々の農産物の価格を指数化した「農産物価格指数」と農業経営体が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化した「農業生産資材価格指数」がある。指数の基準時は5年ごとに改正。

【その他の用語】

農業集落 | 市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

食料自給率 | 食料供給に対する国内生産の割合。品目別自給率、総合食料自給率、接取熱量ベース食料自給率がある。総合食料自給率には、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがある。